

指定工場等の設置(変更)許可の条件

- (1) 次に掲げる条例又は告示に定める規制の対象となる指定工場等にあつては、当該規制の基準に適合すること。
 - ア 大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)
 - イ 硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準(昭和52年大阪府告示第1322号)
 - ウ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例(昭和49年大阪府条例第8号)
 - エ 騒音規制法に基づく規制基準(平成17年東大阪市告示第21号)
 - オ 振動規制法に基づく規制基準(平成17年東大阪市告示第23号)
- (2) 金属の表面処理加工又はめっきを行おうとするもののうち、塩酸、クロム酸又は加温されている硫酸を使用しようとするものにあつては、充てん塔型の吸収処理装置又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
- (3) プラスチック加工の用に供するロール(常温のロールを除く。)を使用しようとするものにあつては、バグフィルター若しくは燃焼式処理装置又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
- (4) アクリル系樹脂を溶融しようとするものにあつては、燃焼式処理装置又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
- (5) 汚水に係る有害物質を使用して事業活動を行おうとするもののうち、汚水に係る有害物質を含む排水(指定工場等から水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。)を排出しようとするものにあつては、次に掲げる事項を遵守すること。ただし、汚水に係る有害物質を使用せずに事業活動を行うことができる方法がある場合には、汚水に係る有害物質を使用しないこと。
 - ア 汚水に係る有害物質を使用する事業活動に使用する設備等の構造、使用の方法等については、排水に混入する汚水に係る有害物質の量が最少になるようにすること。
 - イ 汚水に係る有害物質を含む排水の汚染状態が別表第4第1号から第4号までの表に規定する排水基準に適合するために必要な性能を有する処理施設を設置し、かつ、当該排水を他の排水と混合することなく排出する構造とすること。
- (6) 汚水に係る有害物質以外の物質を含む排水を排出しようとするもののうち、次に掲げるものにあつては、それぞれに定める処理施設を設置すること。
 - ア 生コンクリート製造業若しくはセメント製品製造業のうち洗浄施設を設置するもの又は電気めっき施設若しくは酸若しくはアルカリによる表面処理施設を設置するもの 電極による自動式中和処理施設及び沈殿処理施設又はこれと同等以上の性能を有する処理施設
 - イ ガソリンスタンド、自動車整備作業場、洗車場又は油による焼入施設を設置するもの 油分自動回収装置つき浮上分離処理施設又はこれと同等以上の性能を有する処理施設
- (7) 他人に工場として使用させるための建築物にあつては、当該建築物の壁及び屋根にコンクリート材又はこれと同等以上の防音効果のある材料を使用するとともに、開口部にあつては、二重構造又はこれと同等以上の防音効果のある構造とし、かつ、換気設備を設置する

場合は、給気口及び排気口について防音処理を施すこと。ただし、当該建築物において使用させる事業者を限定し、許可を受けようとする場合にあっては、当該事業者が排出する騒音が第1号アに掲げる条例及びエに掲げる告示に規定する基準に適合する建物構造とすること。

(8) 圧縮機、送風機、ボイラー又は固定型内燃機関を設置しようとするものにあつては、消音機又は吸音ダクト若しくはこれと同等以上の防音効果を有する施設を設けること。

(9) 洗車機、クーリングタワー等屋外作業又は屋外設置の施設を設置しようとするものにあつては、必要な限度の防音塀等を設けること。

(10) 液圧プレス、機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)、せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)又は鍛造機を設置しようとするものにあつては、吊基礎又はこれと同等以上の防振の効果のある設備をし、基礎の部分を防振効果のある構造とすること。

(11) 別表第2振動の項に掲げる特定施設(液圧プレス、機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)、せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)及び鍛造機を除く。)を設置しようとするものにあつては、防振ゴム又はこれと同等以上の防振効果のある設備をし、基礎の部分を防振効果のある構造とすること。

(12) 次に掲げる指定工場等を設置しようとするものにあつては、当該指定工場等の出入口が幅員6メートル(エに掲げるもののうち床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及びオに掲げるものにあつては、6.5メートル)以上の道路に接し、かつ、必要な限度の空地その他自動車を駐車させるための場所を当該道路に面して確保すること。

ア 床面積の合計が500平方メートル以上の倉庫

イ ガソリンスタンド又は液化ガススタンド

ウ 敷地面積が500平方メートル以上の材料置場

エ 床面積の合計が500平方メートル以上の配送センター

オ 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラントを設置する工場

(13) 自動車整備作業に係る吹付塗装施設については、乾式ブース若しくは水洗式ブース又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。

(14) 汚水に係る有害物質又は酸若しくはアルカリを取り扱う施設を設置しようとするものにあつては、次に掲げる構造とすること。

ア 当該作業場(汚水に係る有害物質の貯蔵場所及び当該有害物質を含む原料等の貯蔵場所を含む。)の床面を樹脂塗料で塗装する等汚水又は廃液が地下に浸透しないもの

イ 汚水又は廃液が当該作業場以外の場所を汚染しないもの

(15) 生活環境を著しく阻害しないこと。